

新型コロナウイルスの感染症対策に係る

海老名市総合事業通所型サービスの介護報酬の暫定的な取扱いについて

海老名市における総合事業「第1号通所事業」の取扱いについて、厚労省発「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」等に準じ、下記のとおりとする。

1、新型コロナウイルス感染症の影響で事業者が自主的に休業する場合

(適用開始日：3月6日)

休止届出書を提出する。(海老名市従前の通所介護相当サービス事業者の指定等に関する要綱第11条)

また、算定については月途中で休業する場合には、利用者に対して同意を得た上で日割り計算を行う。(介護保険最新情報 779問4)

利用者に同意を得た場合には、サービス担当者会議は不要として差し支えない。(介護保険最新情報 773問9)

当該利用者の同意を得る方法については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることで良い。

但し、新型コロナウイルス感染を懸念して、利用者自らが事業所の営業日及び休業日にサービスの提供の中止を申し出た場合については同意を得る必要はない。

利用者より中止の申し出があった旨の記録は残しておくこと。

2、新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービスの提供ではなく、時間短縮や訪問によるサービス提供を行う場合(※感染有無問わず同じ対応)(適用開始日：2月24日)

利用者の同意がある場合については、月額での算定を可能とする。(介護保険最新情報 770別紙1) また、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。(介護保険最新情報 773問9、816問1)

サービス形態の変更について居宅介護サービス計画に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについてはサービス提供後に行っても差し支えない。(介護保険最新情報 816問1)

利用者の同意を得る方法については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることで良い。(介護保険最新情報 816問1)

3、新型コロナウイルス感染症対策として、当該利用者に対して当初の計画に位置付けられたサービスの提供ではなく、電話でのサービス提供を行う場合（※感染有無問わず同じ対応）（適用開始日：4月7日）

利用者の同意がある場合については、月額報酬可能とする。（介護保険最新情報 809 間 1）
電話の内容については、介護保険最新情報 809 間 1 を参考とする。

事前に利用者の同意を得た場合は、サービス担当者会議は不要とする。（介護保険最新情報 773 間 9、816 間 1）

サービス形態の変更については、居宅介護サービス計画に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについてはサービス提供後に行っても差し支えない。

利用者の同意を得る方法については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることでよい。

その他不明な点については、地域包括ケア推進課に問い合わせを行うこと。

○通所事業所への周知方法

- ・海老名市ホームページ及びデイサービス連絡会からの通知

○居宅介護支援事業所への周知方法

- ・海老名市ホームページ

〈担当〉

海老名市地域包括ケア推進課

山崎

（直通）046-235-4950